



環 第 1 2 6 2 号

令和5年12月21日

千葉県知事 熊谷俊人 様

千葉県環境影響評価委員会

委員長 菊地友貝



習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書について（答申）

令和5年8月17日付け環第652号で当委員会に諮問のありましたこのことについては、別紙のとおり答申します。

習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する 意見（答申）

千葉県環境影響評価委員会は、習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書について、当該事業の内容及び周辺環境の状況等を踏まえ、専門的な見地から検討を行った。

本事業は、習志野市内で発生する一般廃棄物の処理を行っている習志野市芝園清掃工場（以下「現行施設」という。）の老朽化に伴う建替事業として、対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）に存置し、現在は使用されていない旧清掃工場を解体した後、新たな廃棄物焼却等施設（以下「本計画施設」という。）等を建設し、本計画施設の稼働後に現行施設を解体する計画である。

本計画施設は廃棄物の処理方式が決定しておらず、方式の決定後に、方法書に記載されている処理能力及び炉数を見直すとされている。

事業区域は、東京湾に面した準工業地域にあり、事業区域から北側約300メートルの位置に環境保全についての配慮が特に必要な施設である大学が存在するほか、北東側約900メートルには住居が密集している地域がある。また、事業区域の周辺には、隣接する海浜公園や近傍の茜浜緑地等の、東京湾を一望できる人と自然との触れ合いの活動の場が存在する。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、下記の事項について所要の措置を講ずることにより、本事業による環境影響をできる限り回避又は低減するとともに、環境影響評価を適切に実施する必要がある。

記

1 事業計画

事業計画の詳細な検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を収集し、利用可能な最良の技術の導入により、大気環境への負荷の低減や温室効果ガスの排出削減などを図り、環境影響をできる限り回避又は低減すること。

2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 全般的事項

ア 方法書に記載した環境影響評価の項目及び手法について、処理方式の決定に伴い変更する必要がある場合には、適切に見直すこと。

イ 予測を行う段階で処理方式が決定されていない場合には、環境影響が最大となる条件を用いること。

ウ 廃棄物焼却等施設の更新計画であることを踏まえ、環境影響評価の実施に当たっては、本計画施設の稼働に係る予測結果と現行施設の稼働に係る調査結果を比較する手法等により、環境影響の増減についても評価を行うこと。

また、その結果、影響が増大すると予測される場合には、環境保全措置を講ずることにより、環境影響が現行施設と同等以下になるよう努めること。

(2) 大気質及び悪臭

ア 調査地点及び予測地点について、事業区域の近傍に千葉工業大学新習志野キャンパス及び多くの住居が存在することを考慮し、適切な位置に設定すること。

また、当該キャンパスに高層建築物があることを踏まえ、予測地点を高所にも設定し、鉛直方向を考慮した予測を行うこと。

イ 施設の稼働に係る上層気象の調査について、事業区域内での実施が困難な場合には、できる限り近傍で行うこと。

なお、近傍での調査が困難であり、先行事例の調査結果を用いる場合には、事業区域の上層気象との類似性を示すなど、妥当性を明らかにすること。

ウ 施設の稼働による悪臭について、休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう脱臭装置で処理する計画であるが、定常状態とは悪臭の処理方法が異なることから、予測対象時期に休炉時を加え、予測及び評価を行うこと。

(3) 騒音及び超低周波音

施設の稼働による超低周波音について、事業区域から住居までの距離が離れており、環境影響が極めて小さいとして項目に選定されていないが、より近傍に存在する千葉工業大学新習志野キャンパスへの影響が懸念されることから、環境影響評価項目に選定すること。

(4) 動物

旧清掃工場及び現行施設の撤去工事について、事業区域内には、周辺の生態系の上位種であるチョウゲンボウ（猛禽類）の営巣場所があることを踏まえ、専門家から意見聴取し、調査、予測及び評価を行うとともに、適切な環境保全措置を検討すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

施設の稼働による大気質、騒音、振動及び悪臭並びに施設の存在による景観について、事業区域に隣接する海浜公園等の利用者への影響が懸念されることから、環境影響評価項目に選定した上で、関連する項目の環境影響評価結果を参考にする等の手法により、利用環境の変化について、調査、予測及び評価を行うこと。

(6) 温室効果ガス等

温室効果ガスの排出をできる限り削減するため、施設の設計に当たっては、本計画施設に加えて、事業場全体の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等に努め、その上で、調査、予測及び評価を行うこと。

3 その他

事業区域は、習志野市が公表している高潮浸水想定区域内に位置していることから、浸水によって受入廃棄物等が飛散、流出しないよう、浸水対策に万全を期すこと。

【参考】 審議経緯

| | |
|------------|-------|
| 令和5年 8月17日 | 諮問 |
| 令和5年 9月28日 | 審議 |
| 令和5年11月24日 | 審議 |
| 令和5年12月21日 | 答申案審議 |